

令和 7 年 2 月 4 日

議 長 様

公有資産活用及び海田東公民館
再整備特別委員会委員長

委員会調査中間報告書

本委員会の調査事項について、会議規則第 43 条の 2 第 2 項の規定により、令和 5 年 9 月定例会で報告した以後の調査結果を次のとおり中間報告します。

1 調査事項

公有資産の有効活用及び海田東公民館再整備に関する諸問題の調査・研究

2 調査の概要及び結果

(1) 令和 5 年 10 月 13 日（第 5 回委員会）

ア 町の今後の対応方針について

令和 5 年 9 月定例会での本委員会の中間報告を受け、海田東公民館の再整備に関し、執行部から「小学校ではなく、町民センター等の他施設との複合化の可能性はないか検討しており、他施設との複合化で有利な補助金や起債が活用できないか、国や県に照会する等、他の選択肢での整理を進めている」との報告がなされた。

(2) 令和 6 年 2 月 8 日（第 6 回委員会）

ア 海田東公民館再整備の方針について

海田東公民館の再整備について、町長から、「海田東小学校とは切り離し、公共施設等の総合的なマネジメントを検討する中で進めていく」との方針が示された。

イ 海田公共下水道の都市計画（雨水ポンプ場）による整備の制限について

執行部から、海田東公民館の駐車場部分が、竹貞雨水第 2 ポンプ場の設置場所として都市計画決定されていることから、当該部分について建築等の規制がかかっている旨の説明を受けた。本件に関し、当該ポンプ場を含めた雨水整備計画がある程度固まった時点で、議会に対して報告するよう執行部に求めた。

(3) 令和6年6月5日（令和6年第3回海田町議会定例会）

海田東公民館の再整備に加え、公有資産の有効活用についても調査を行うため、委員会の調査事項を追加するとともに、委員会名を「海田東公民館再整備特別委員会」から「公有資産活用及び海田東公民館再整備特別委員会」に改めることとした。

(4) 令和6年8月27日（第7回委員会）

ア 公有財産の有効活用について

公有財産に関する活用方針について、執行部から説明を受けた。主な内容は次のとおり。

・公共施設の適正配置について

町の財産を有効活用するためのファシリティマネジメントを行うため、まずは今後の公共施設の建て替えや跡地活用が円滑に進むよう、主に一般利用が可能な一定規模以上の施設の適正配置についての基本的な方針を整理する。

・旧海田町役場跡地活用について

タウンミーティングや市場調査により収集した町民ニーズや民間活力の可能性を精査し、15年後のまちづくりを見据えながら町の方針案を整理する。

・旧海田公民館跡地活用について

土地を現状のまま民間事業者に貸し付け、時間貸し駐車場・月極駐車場として運用する（契約期間10年）。

(5) 令和6年11月5日（第8回委員会）

ア 公有財産の有効活用について

公有財産に関する活用方針について、執行部から説明を受けた。主な内容は次のとおり。

・大規模な公共施設の配置について

海田町公共施設等総合管理計画に基づき、町が所有するハコモノについては、建設から70年まで使用することを目指し長寿命化を図ることを基本とするが、同計画で大規模改修を行うこととされている建設40年を目安に、より効果的な投資となるよう「大規模改修による長寿命化」、「集約（廃止）」、「新築」について比較検討を行うものとする。

避難所・投票所となるような大規模な公共施設は、地域の核となる施設として、町内4地区に1つずつ配置する。

・図書館及び海田東公民館について

上記方針に基づき、検討が必要なタイミングを迎える図書館及び海

田東公民館については次のとおりとする。

【図書館】

町の発展に寄与する賑わいづくりの拠点ともなる「滞在型の図書館」としての整備を検討する（海田小学校の校舎建設の過程で、敷地内に図書館を整備する余剰地を生むことができるか検討する。）。

【海田東公民館】

将来的に町民センターと統合し、東地区の拠点となる施設として集約整備する。現海田東公民館又は現町民センター・東小プールを建設候補地とする。整備手法については、町民センターが建設40年を迎えるタイミングを目安に検討することとし、海田東公民館は、それまでの間に必要な改修を行う。

・旧海田町役場跡地活用について

東部地区連続立体交差事業完了後のまちづくりの変化に対応するため、約15年間の暫定利用とする。タウンミーティング等で得られた町民ニーズ等を踏まえ、コミュニティ広場や歴史散策、登山者の休憩スペース等の機能を持たせる。

(6) 令和6年11月25日（第9回委員会）

ア 図書館整備方針の検討経緯について

雨天時に雨漏りが発生している図書館に関し、改修から建替えに方針変更した経緯について執行部から説明を受けた。

(7) 令和7年1月10日（第10回委員会）

ア 図書館の長寿命化と新築整備の比較検討について

前回の委員会において、図書館の建替えについて再度委員会で検討することとなったことを受け、執行部から、図書館の長寿命化と新築整備を比較検討した内容について説明を受けた。

その後、図書館を改修と建替えのどちらの方針で進めるかということについて委員から意見聴取した結果、建替えする場合の財政面や建設場所についての詳細が明確になっておらず、判断が難しいことから、現時点では、委員会としての結論は保留することとした。

イ 委員会調査報告について

令和5年9月定例会で報告した以後の調査内容について、次回の定例会において報告を行うこととした。

3 その他

議員改選後、新たな構成により本委員会を設置した場合は、当該委員会において、設置しなかった場合は全員協議会等において、図書館を建替えする場

合の候補地とその費用等について議会に説明の上、協議をするよう執行部に求めた。

なお、委員会設置の際は、委員会の名称について、これまでに委員から出された意見を踏まえて検討の上、決定するよう申し添える。